

リハビリテーション専門職の人材育成方針

1 はじめに

(1) リハビリテーションとは

リハビリテーションは、単なる機能回復訓練ではなく、心身に障害を持つ人々の全人間的復権として、潜在する能力を最大限に発揮させ、日常生活の活動を高め、家庭や社会の参加を可能にし、その自立を促していくことにあります。そのためには、当事者と支援者が目指す生活目標を共有し、その目標に対して支援者間が協働し支援していくことが求められます。

また、このような個人を主体としたリハビリテーションの考え方を多くの関係者に広げ共有していく手法として「地域リハビリテーション」があります。

地域リハビリテーションの定義は、「障害のある子供や成人・高齢者とその家族が、住み慣れたところで、一生安全に、その人らしくいきいきとした生活ができるよう、保健・医療・福祉・介護及び地域住民を含め生活にかかわるあらゆる人々や機関・組織がリハビリテーションの立場から協力し合って行う活動のすべてを言う。(日本リハビリテーション病院・施設協会)」と規定されています。

このような取り組みは、地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会の実現に必要なリハビリテーション側からのアプローチであると捉えています。

《リハビリテーション専門職種の特徴》

職 種	特 徴
理学療法士	歩行や立ち上がりなどの基本的動作能力の改善や障害の発生予防を図り、自立した日常生活が送れるよう支援する職種。
作業療法士	食事や着替え、入浴などの日常生活の動作能力の改善や社会適応能力の回復を図り、地域の中で生きがいや役割を持って自分らしい生活が継続できるよう支援する職種。
言語聴覚士	ことばやコミュニケーション、嚥下など課題がある方に対して、評価、訓練、指導を行い、自分らしい生活を構築できるよう支援する職種。

(2) 行政におけるリハビリテーション専門職の役割

行政におけるリハビリテーション専門職（以下、「行政リハ職」という。）は、個別支援を通じて生活ニーズや課題解決に向けた支援のあり方を整理し、当事者の支援で困っている支援者に対して解決方法を導き出せるよう連携する役割があります。

また、リハビリテーションに関わる職種が顔を合わせて話しあえる場を設け、横の連携が図れるよう関係者間のネットワークづくり（地域リハビリテーション）を行う役割もあります。

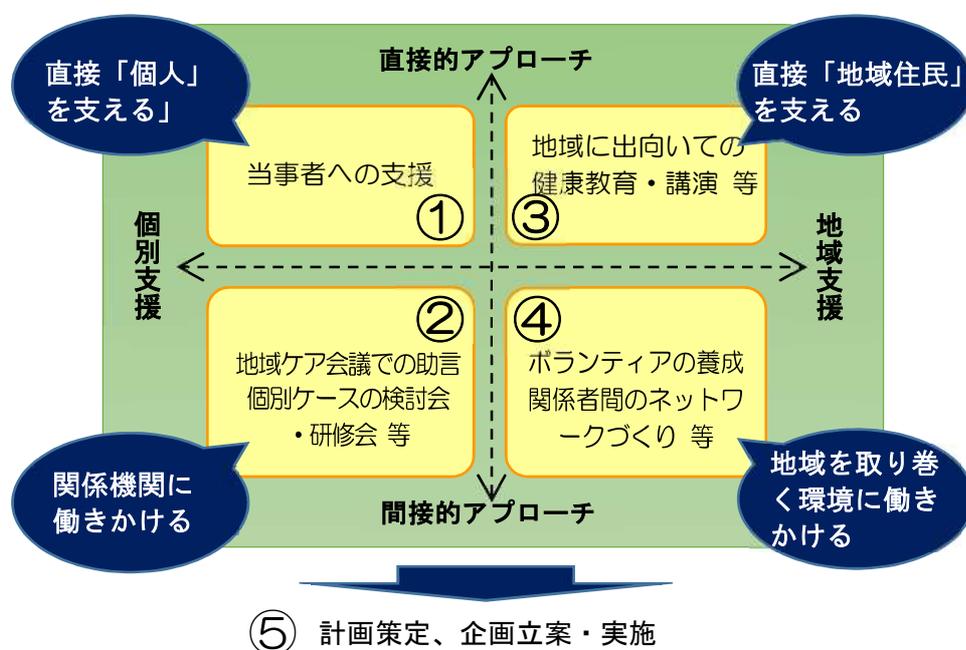
さらに、地域リハビリテーションの視点から予防・医療・介護・生活支援・生活環境を横断的にとらえ、計画策定や企画立案等を実践していくことも重要な役割となります。

《5つの機能・役割》

行政リハ職が果たす具合的な機能・役割は、以下の5つに区分されます。

それぞれの機能が関連しながら、個別支援を通じて当事者のニーズや地域のニーズをリハビリテーションの視点から把握・整理し、政策に反映していくことにあります。

このため、これらの5つの機能・役割が効果的に機能し循環する必要があります。



① 当事者に対する直接支援機能【区役所】

- ・ 支援を必要としている当事者や家族からの相談に対して、訪問等を通じて現状の把握（アセスメント）を行い、生活課題の解決に向けた支援を行います。
- ・ また、当事者が自分にあった生活を選択できるためにはどのような支援が必要なのかを、個別事例の課題分析を通じて抽出するとともに、制度によるサービスに限らず、地域の資源等を活用し社会とのつながりを強めるようなバランスのとれたマネジメント手法のあり方を研究し、そのノウハウを関係者に対して共有していく役割があります。

【専門分野における主な業務内容】

- 障害（疾病）の相談支援
 - ・ 医学的状況を踏まえた評価
 - ・ 生活機能の改善方法の助言・提案
 - ・ 機能訓練（言語訓練）
- 障害福祉サービスの相談支援
- 生活環境等の調整
 - ・ 福祉用具（補装具・日常生活用具）の適用支援
 - ・ 住宅改修支援

② 関係者に対する間接支援機能【区役所、本庁】

- ・ 医療・福祉・教育等の関係機関の支援者が、当事者に対し適切な支援ができるよう、リハビリテーションの視点から助言（自立支援の考え方や支援方法等）を行います。

【専門分野における主な業務内容】

- 障害者、高齢者等に関する知識・技術の助言
- 地域包括支援センターへの支援
 - ・ 介護予防ケアマネジメントにかかる相談対応
 - ・ 地域ケア会議での助言
- 親子遊び教室への言語相談支援
- サービス担当者会議での助言
- リハビリテーション研修の開催
 - ・ 地域リハビリテーションケース会議

③ 地域に対する直接支援機能【区役所・本庁】

- ・ 市民が健康を維持・増進できるよう、地域に出向いての健康教育や出前講演などを通じて、知識や実践の仕方などの助言を行い、市民の自主的な取り組みの推進を図ります。

【専門分野における主な業務内容】

- 出前講演（嚙下障害、介護予防、・・・等）
- ※民間の社会資源（医療機関や介護サービス事業所等による出前講座や健康教室）についても活用の仕組みを構築する

④ 地域に対する間接支援（関係者間のネットワーク）【区役所、本庁】

- ・多職種が地域リハビリテーションの観点から顔の見える関係を築き、地域においてそれぞれの役割を効果的に果せるよう、多職種・多機関が話し合える場づくりを行います。

【専門分野における主な業務】

- リハビリテーション関係者のネットワークづくり
- ・区リハビリテーション連絡協議会の設置、運営
- 地域リハビリテーションに関する理念の普及とそれに伴う研修の実施

⑤ 計画策定・事業管理等機能【本庁】

- ・①～④の中で得られた地域のニーズや課題について分析を行い、行政の政策に反映させていきます。
- ・地域特性や課題を把握することで、地域に必要な社会資源の創出等を行います。
- ・データに基づく事業評価を行い、PDCA サイクルによる効果的・効率的な事業実施を実践していきます。

【専門分野における主な業務】

- 自立支援及び介護予防対策に関する事業企画・運営
- 地域リハビリテーションに関する調査研究・情報発信

以上、これらの役割が有機的に結びつき機能することで、専門性が効果的・効率的に発揮できる体制となります。

2 目指すべき職員像

「北九州市人材育成基本方針」に掲げる北九州市職員としての職員像に加え、前述の5つの機能・役割を果たすため、リハビリテーション専門職として目指すべき職員像を示します。

(1) 市民の立場に立って考え、自ら行動に移せる職員

市民の困りごとや望みは何か、本当に必要とされるものは何かなど、常に市民の目線で見るとともに、高度な専門性をもって考え、行動に移せる職員。

(2) チームの一員として協調・協働できる職員

チームの一員としての役割を自覚し、チームの中で専門性を発揮するとともに、信頼関係のもと協調・協働できる職員。

(3) 時代の変化に対応し、多様化するニーズに応える職員

時代や情勢の変化に敏感に反応し、常に先見の目をもってその変化に柔軟に対応できる思考をもつとともに、多様化するニーズに対し経営感覚をもって質の高いサービスを提供できる職員。

(参考) 北九州市職員の目指すべき職員像 (北九州市人材育成方針 改訂版)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 市民の目線を忘れず、市民とともに働き、市民に信頼される職員② 強い「志」のもと、高い専門性や責任感を備えた職員③ 改善意識や経営感覚を持って、多様化するニーズに応える職員④ 社会の変化に敏感で、新しいものに挑戦する勇気と行動力をもつ職員⑤ 自分自身の成長と組織の成長に、喜びとやりがいを見出せる職員 |
|---|

3 多様なニーズに対応した専門的支援体制

高齢者や障害者等の多様化、複雑化するニーズや認知症などの課題に対応するためには、単にサービスを提供するのではなく、その人が本来持っている能力を引き出し、生きがいや役割を持って積極的に家庭や地域での社会参加が図れるよう支援することが重要です。

このためには、当事者本人が必要な知識を持ち、自己選択・自己決定のもと適切なサービスが利用できるよう、自立支援の視点から総合的なマネジメントを行う必要があります。

具体的には、保健師や行政リハ職、栄養士などの専門職がチームを組んで高齢者や障害者（児）等の相談支援に対応することにより、それぞれの専門分野が統合され、多角的な面からより質の高い支援を実施することができます。

特に在宅訪問は、当事者に適した支援を行う上で必要な生活環境や地域の状況などを把握していくため、専門職が中心となって行う必要があります。

現在、市民の相談窓口である区役所では、保健・医療・福祉の専門職がそれぞれの窓口で配置され、市民の相談に対して専門的な対応を行っています。

そこで、上記のような質の高い支援を実施するためには、それぞれの専門職が横の連携を常に意識するとともに、他職種との効果的な協働に資する実務能力の育成に努める必要があります。

「窓口が分かれているため連携が図りにくい」という組織的・構造的な課題については、人材育成による解消が可能とはいいがたいため、必要に応じ人事課と協議していただきたい。その上で、この育成方針では「〇〇が難しい」といった現状に対するネガティブな表現を避け、「他職種との連携が業務上求められていることから、行政リハ職として連携する心構えと、それを可能とする能力の育成が必要だ」という趣旨での記述とさせていただきたい。

4 具体的到達目標、必要な専門的能力

(1) 行政リハ職に求められる能力

前述の機能・役割を果たすためには、行政リハ職としての必要な知識を習得するとともに、社会環境や制度の変化に柔軟に対応し、専門性を最大限発揮できるよう常日頃から専門的知識の向上や資質の向上を図る必要があります。

また、リハビリテーションの考え方を当事者や支援者、関係機関・団体等が理解し、各自が実践できるよう支援する能力や、事業の企画・運営や関係者間のネットワーク構築を進めていくための企画力など、自治体職員としての政策形成能力が求められます。

《各機能における必要な専門能力》

機 能	必要な専門能力
当事者に対する直接支援	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者本人や家族に対して、現在の状況をもたらしている要因について医学的状況を踏まえた評価を行い、具体的な援助方法を提案できる ・当事者に関わる関係者に対して支援目標やプランを説明し、連携した対応ができる ・当事者を取り巻く地域の特徴を理解し、課題を捉えることができる
関係者に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・関係者からの当事者支援に関する相談に対して、助言・指導ができる ・事例検討会や地域ケア会議等において、課題分析や生活目標、支援方法等についての助言・指導ができる ・事例検討会や研修会等を計画的に企画・運営できる
地域に対する直接支援	<ul style="list-style-type: none"> ・住民向けの健康教育・研修会等において、リハビリテーションに関する基礎的な知識や介護技術等について紹介できる ・地域団体の役員等に対して、地域で行う健康づくりや介護予防の取り組み方法等について紹介できる ・地域課題に対して住民や関係者と協働して解決することができる
地域に対する間接支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での健康づくり・介護予防活動をけん引するボランティアに対して、実践方法等の助言・指導ができる ・当事者の支援に関わる関係者がリハビリテーションについて話し合い連携する場を立ち上げ、運営することができる

計画策定・事業管理等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域課題を分析し、政策に反映（事業企画・運営）することができる ・科学的なデータに基づく事業評価を行い、PDCA サイクルを行うことができる
------------	--

（２）具体的到達目標等

行政リハ職は、リハビリテーション分野のエキスパートとして、医学・運動学・人間発達学・心理学・理学療法学・作業療法学・言語聴覚学など、専門職としての知識・技術に加え、自治体職員としての行政能力が求められます。

このため、各段階に応じた具体的な指標を定め、成果を見定めながら人材育成を図っていく必要があります。

《基本的知識》

到達目標	行動目標	育成期	開花期	発揮期
		新採 ～ 6年	係員 主任 主査	主査 係長 ～
1. 行政職員としての基本的な知識を有している	<ul style="list-style-type: none"> ・行政職員としての基本的な知識を理解し実践できる ・組織の目標や使命、市の施策・方針を理解している ・上司に対して「報告・連絡・相談」が適切に実施できる 	○		
2. 社会背景や社会保障制度を知っている	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者福祉法、障害者総合支援法、介護保険、地域保健法などの法令を理解している ・高齢者保健福祉施策の流れを説明することができる ・2025年に実現を目指すべき姿を理解することができる ・基幹型相談支援センター、地域包括支援センターの位置づけについて説明できる 	○		
3. 障害者、高齢者のもつ課題と対応策について基本的な知識を有している	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病学、老年学を理解している（口腔・栄養・運動・知的精神心理・社会性など） ・廃用モデル、脳卒中モデル、認知症モデルについて説明することができる ・疾患に対するリスク管理に適切に対処できる ・障害者、高齢者が安心できる生活環境（設備・機器・用具環境を含む）について支援できる 	○		

4. 地域リハビリテーション及び地域包括ケアについて説明できる	<ul style="list-style-type: none"> ・地域リハビリテーションの理念や変遷を説明することができる ・地域リハビリテーションの支援課題を説明できる ・地域包括ケアの概要を説明することができる 	○		
5. 介護予防について説明できる	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防事業の背景・目的を理解することができる ・市町村の役割および都道府県の支援について理解することができる ・地域生活と介護予防の関係について理解することができる ・介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）について説明することができる ・地域ケア会議について説明できる 		○	

《実践基礎》

到達目標	行動目標	育成期 新採 ～ 6年	開花期 係員 主任 主査	発揮期 主査 係長 ～
1. 自らの力で専門家として必要なアセスメントや情報収集ができる	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者及び高齢者制度の多様なサービスの類型を説明できる ・総合事業を構成する各事業の内容と対象者を理解することができる ・アセスメントツールを用いてアセスメントができる ・支援計画のモニタリングを実施できる ・必要な情報収集ができる（各種ツール等の使用） 	○		
2. チームの一員として対象者のアセスメントを共有しマネジメントができる	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者及び高齢者サービスの流れを理解することができる ・マネジメントにおける留意点を説明できる ・障害者及び高齢者の支援計画におけるリハ職の役割を理解できる ・チームの一員として自己の役割を理解することができる 		○	

3. 多職種とのコミュニケーションを実践できる	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業等に必要な基本的知識を有している（言葉の理解） ・ 対人援助支援技術を理解している ・ 自らの専門を形骸化、固定化せず、思考の柔軟性を有している ・ 自己洞察と自己の振り返りを理解し、実践できる 		○	
4. 後輩の育成指導ができる	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当事者の生活機能の見通しや課題分析、生活目標、支援方法等、リハビリテーション専門職に必要な支援技術を指導できる ・ 関係者のネットワークづくりを指導できる 		○	

《実践応用 I（事業運営能力）》

到達目標	行動目標	育成期 新採 ～ 6年	開花期 係員 主任 主査	発揮期 主査 係長 ～
1. 事業を円滑に実施することができる	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の根拠と仕組みを理解している ・ 予算管理ができる ・ 事業の改善案を具体的に提案できる ・ 事業計画における自分の役割を的確に果たすことができる ・ 実施状況を適切に記録することができる 	○		
2. 自立支援及び介護予防対策に関して、専門的な立場から企画、調整、指導及び、これらに必要な事業に参画・助言ができる	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者及び高齢者サービスの流れを理解することができる ・ マネジメントにおける留意点を説明できる ・ 障害者及び高齢者の支援計画におけるリハ職の役割を理解できる ・ チームの一員として自己の役割を理解することができる 		○	
3. 定例支援会議や地域ケア会議等に関して、専門的な立場から企画、調整、指導及び参画・助言ができる	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立支援及び介護予防の視点から専門的な説明ができる ・ 医療、介護、福祉等の関連施策との効果的な連携強化に努めることができる ・ 定期的な評価・効果検証ができる 			○

《実践応用Ⅱ（個人・家族、集団支援能力）》

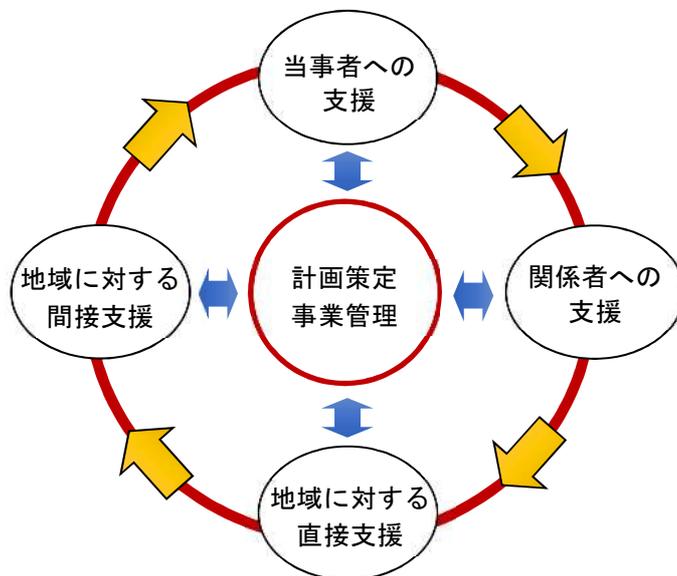
到達目標	行動目標	育成期 新採 ～ 6年	開花期 係員 主任 主査	発揮期 主査 係長 ～
1. 事業の枠組みにしたがって、個人・家族、集団に対する支援を適切にできる	<ul style="list-style-type: none"> ・支援計画に基づいた個人の支援ができる ・サービス提供手段としての集団（事業及び自主グループ）を運営協力・支援することができる ・明確な目標設定について本人と意識の共有ができる ・セルフケア・セルフマネジメントに基づいた個々の支援をすることができる 		○	
2. チームの一員として求められる役割を実行できる	<ul style="list-style-type: none"> ・明確な目標設定についてチームと意識の共有ができる ・セルフケア・セルフマネジメントの推進に努めることができる ・地域ケア会議に参画し、適切な助言ができる ・介護ボランティアなどの育成に協力できる 		○	

《実践応用Ⅲ（企画・立案能力）》

到達目標	行動目標	育成期 新採 ～ 6年	開花期 係員 主任 主査	発揮期 主査 係長 ～
1. 事業の企画・立案ができる	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の企画・立案を主担当として遂行できる ・予算要求ができる ・関係機関・団体と協働した活動ができる 		○	
2. 地域の課題を共有あるいは分析ができる(地域診断)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域診断に必要な項目が理解できる ・地域の特徴を理解した上で課題を捉え、関係者に対して説明ができる 			○
3. 新しい地域保健事業に参画・推進ができる	<ul style="list-style-type: none"> ・生活支援・介護予防の体制整備を推進することができる ・地域の特性を活かした住民主体の地域づくりを推進することができる ・多職種協働による自立支援マネジメント及び介護予防ケアマネジメントを積極的に推進できる ・地域資源の開発に協力・助言ができる 			○

5 ジョブローテーション

リハビリテーション専門職として質の高い専門性を提供できる実践能力や、行政上の政策課題などに対応できる自治体職員としての行政能力を身につけ、幅広い分野で活躍できる人材を育成するため、それぞれの段階に応じたジョブローテーションを行います。



《ジョブローテーションの例（養成校卒業後の新規採用モデル）》

期 間	役職・配置場所	習得スキル
新規採用 (養成校卒業後) ～3年	係員 保健福祉局 (地域リハビリテーション推進課)	基本能力 ・行政事務における基本的知識を習得する。 ・専門職としての基本的知識を習得する。 専門的業務 ・更生相談業務へ従事し、専門的支援技術を習得する。
4～6年		専門的個別支援能力 ・市民への相談支援を担当し、マネジメント能力を習得する。 ・区役所における多職種連携による支援技術を学ぶ。 ・関係者間のネットワーク業務に従事し関係づくりを学ぶ。

7～9年	主任	区役所 保健福祉課	困難事例への調整力 <ul style="list-style-type: none"> 複雑な困難事例に関わり、当事者・家族への支援や関係者との調整など総合的なマネジメント能力を習得する。 専門職としての知識や支援技術を職員や関係者へ伝達し共有化を図ることができる。 関係者間のネットワーク業務を運営する。
10～12年	主任・主査	保健福祉局 (地域リハビリテーション推進課等)	実践能力 <ul style="list-style-type: none"> 様々な相談支援や地域活動にリーダー的に関わり、専門技術の向上を図る。 区・関係機関との調整や予算・議会事務等を経験し、行政事務力を高める。
13～15年		保健福祉局	行政事務実践能力 <ul style="list-style-type: none"> 事業企画運営、予算決算、議会、経理等に従事し、行政事務実践能力の向上を図る。 若手職員の育成指導を行う。
15年～	係長	保健福祉局 子ども家庭局 区役所	組織運営能力 <ul style="list-style-type: none"> 保健福祉局や子ども家庭局、区役所の業務を経験し、行政専門職としての更なる能力の向上を図る。 保健福祉計画などの施策に携わる。 新任職員や若手職員の育成指導にあたる。
	課長以上		保健福祉行政の運営・管理能力 <ul style="list-style-type: none"> 課の課題や目標を明確に示し、局の施策を踏まえた運営を行う。 専門職としての知識や経験に基づく情報分析や課題抽出を行い、施策や業務を適切な方向に導く。

6 研修計画

リハビリテーション専門職として社会情勢や制度の変化に柔軟に対応し専門性を最大限発揮できるよう、常日頃から専門的知識の向上及び資質の向上を図る必要があります。

このため、OJTを基本とした人材育成を通常業務の中で実施するとともに、定期的にOff-JTによる研修等を取り入れることによって、職員全体の技術の共有化を図っていきます。

特に、リハビリテーション専門職連絡会は、業務上の情報交換や事例検討、伝達研修など、資質向上を図るための定例的な場として位置付けており、新任期教育の場としても力を入れていきます。

その他、専門職の責務として自己啓発は必須行為であり、各職能団体が実施する研修等への参加を促していきます。

種 目	内 容
新任期教育	<ul style="list-style-type: none"> ○新任期研修 <ul style="list-style-type: none"> ・リハ職の業務理解を目的とした研修 ・関連職種の業務理解を目的とした研修 ○先輩リハ職によるリハ技術サポート（入職後1年間程度） ○OJTを通じた研修 ○専門研修 <ul style="list-style-type: none"> ・基礎的な知識や技術を学ぶ専門研修
OJT	<ul style="list-style-type: none"> ○職場の日常業務の経験を通じて、知識や技術を習得する。 ○職場の上司・先輩等による助言・指導により実践力を高める。 ○市民や保健・医療・福祉分野の関係者が行う勉強会・研修会等に講師として参加し、行政専門職としての多角的な視点を養う。
Off-JT	<ul style="list-style-type: none"> ○専門研修 <ul style="list-style-type: none"> ・国立リハビリテーション学院が行う専門研修 ・業務に関連する制度・法令等を学ぶ研修 等 ○学会、セミナー <ul style="list-style-type: none"> ・専門職学会（日本作業療法学会、日本理学療法士学会、日本言語聴覚学会、全国地域リハビリテーション合同研修大会、リハビリテーション・ケア合同研究大会） ・保健、医療、福祉セミナー 等 ○理学療法士・作業療法士・言語聴覚士連絡会 <ul style="list-style-type: none"> ・リハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）による情報交換・事例検討

自己啓発	<p>リハ職は、当事者の生活に関わる専門職として、医学知識や治療技術をはじめ、予防、社会復帰支援など幅広い能力が求められるため、能力の向上のために日頃から自己啓発に取り組むことが必要です。</p> <p>特に養成校卒業後にすぐに職員となった者については、技術的な実践経験がないため、職能団体が実施する新人研修等への参加を促していきます。</p> <p>《主に関係する職能団体》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人 日本作業療法士協会 ・公益社団法人 日本理学療法士協会 ・一般社団法人 日本言語聴覚士協会
------	--

7 人材育成の統括部門

自治体職員としての基礎知識やリハビリテーション専門職としての知識・技術を適切に習得していくためには、通常業務の中でOJTやOff-JTを実施していくことが必要であり、各種の障害福祉関連業務、地域リハビリテーション推進業務などを行うため、複数のリハビリテーション専門職が配置されている地域リハビリテーション推進課を中心に人材育成を行っていきます。